

豊田市民間建築物吹付けアスベスト等対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、建築物の壁、柱、天井等に吹き付けられたアスベストの飛散による市民の健康障害を予防し、生活環境の保全を図るため、アスベストの分析調査及び除去等を行う者に対し交付する豊田市民間建築物吹付けアスベスト等対策事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) アスベスト 労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第6条第23号に規定する石綿等をいう。
- (2) 対象建築物 次の要件を全て満たすものをいう
 - ア 本市の区域内に存する建築物
 - イ 分析調査においては、吹付けアスベスト等が施工されているおそれのある建築物として特定行政庁が管理するアスベスト対策に係る建築物のデータベース（アスベスト調査台帳）に記載された建築物
 - ウ 除去等においては、吹付けアスベスト等が施工されている建築物
- (3) 分析調査 対象建築物の壁、柱、天井等に吹付けられた建材に係るアスベストの含有の有無を「建材中の石綿含有率の分析方法について」（平成18年8月21日付け基発第0821002号厚生労働省労働基準局長通達）により示された方法で分析調査することをいう。
- (4) 除去等 対象建築物の壁、柱、天井等に吹付けられたアスベスト等含有建材について除去、封じ込め又は囲い込みの措置を行うことをいう。
- (5) 敷地 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第1項に規定するものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、対象建築物の分析調査又は除去等を行おうとする当該対象建築物の所有者（対象建築物を管理又は使用する者で、所有者の同意を得られる者を含む。以下同じ。）で、補助金の交付を受けようとする年度内に当

該分析調査又は除去等を完了することができる者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付を受けることができないものとする。

- (1) 国又は他の地方公共団体等が定める吹付けアスベストの分析調査及び除去等に係る補助制度等の対象となる建築物の所有者
- (2) 豊田市税を滞納している者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (4) 暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
- (5) 暴力団員が役員となっている団体
- (6) 暴力団員又は暴力団と密接な関係を有している団体又は個人
- (7) その他市長が不相当と認めた者

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、当該予算の範囲内で分析調査においては要した経費（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）以内の額（1棟につき上限25万円）、除去等においては要した経費（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。建築物の除却を行う場合は、アスベストの除去等に要する費用相当分）の3分の2以内の額（上限180万円）とする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、別に定める交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、補助事業に関する契約及び着手の前に補助金の交付の決定を受けなければならない。

- (1) 案内図、配置図及び平面図
- (2) 申請に係る対象建築物の登記事項証明書その他の当該対象建築物の所有者が分かる書類
- (3) 対象経費の見積書
- (4) アスベストが吹き付けられていることを証する書類（分析調査の場合は不要）
- (5) 補助金振込先金融機関の口座名義人、口座番号等が明記されている通帳等の写し
- (6) 交付申請者が対象建築物の所有者の同意を得て補助対象工事を行う場合は、別に定める同意書
- (7) その他市長が必要と認めるもの

(交付の決定)

第 6 条 市長は、前条に規定する申請書を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、別に定める交付決定通知書により交付申請者に通知するものとする。

2 市長は、本補助金の交付事務に必要な内容に関し、申請者等の同意を得た上で、法人・任意団体等の場合は市税の収納状況を、個人・個人事業主等の場合は住民基本台帳の閲覧及び市税の収納状況を確認することができる。

第 7 条 削除

(計画の変更)

第 8 条 交付申請者は、交付決定内容に変更が生じる場合は、当該変更着手する前に、別に定める変更承認申請書に変更内容の分かる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(変更の承認)

第 9 条 市長は、前条に規定する申請書を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、第 6 条の規定による決定を変更することができる。

2 市長は、前項により承認したときは、別に定める変更決定通知書により交付申請者に通知するものとする。

(事業の中止)

第 10 条 交付申請者は、補助事業を中止しようとする場合は、直ちに別に定める事業中止届を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第 11 条 交付申請者は、分析調査及び除去等が完了したときは、別に定める実績報告書に次に掲げる書類を添えて、完了の日から起算して 30 日を経過した日又は 2 月末日のいずれか早い時期までに、市長に提出しなければならない。

(1) 契約書の写し

(2) 補助事業に要した経費を契約者が領収したことを証する書類 (原本に補助金名、交付申請日、交付申請者氏名が記載されているもの)

(3) 交付決定内容に変更が生じない補助事業内容の変更があった場合は、変更図書等の変更内容が分かる書類

(4) 分析調査の場合

ア 分析調査の結果報告書

イ 資料の採取状況が確認できる写真

(5) 除去等の場合

ア 工事着手前、工事の施行状況及び工事完了後の写真

(6) その他市長が必要と認めるもの

(額の確定)

第12条 市長は実績報告書の提出がされたときは、その内容を審査し、
適当と認めるときは交付すべき補助金の額を決定し、別に定める補助
金額確定通知書により交付申請者に通知するものとする。

(請求及び交付)

第13条 交付申請者は、前条の規定による通知を受けたときは、遅滞
なく請求しなければならない。

2 市長は、前項の規定により請求された場合は、遅滞なく補助金を交
付するものとする。ただし、豊田市耐震等関連事業に係る補助金代理
受領に関する事務取扱要領に定めるところにより、補助金の受領を当
該補助事業の契約を締結した者へ委任する場合はその者に補助金を
交付する。

(交付決定の取消し等)

第14条 市長は、交付申請者が次の各号のいずれかに該当したときは、
補助金の交付額の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した
補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3) 関係する法令又はこの要綱の規定に違反したとき。

(4) 第3条第2項各号のいずれかに該当する者であることが判明した
とき。

(5) その他市長が補助金の交付を不相当と認めるとき。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定
める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和 8 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき交付申請がなされた補助金に関しては、同日後も、なお効力を有する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。